

亀山市告示第 1 9 8 号

次の道路の供用を開始するので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定により告示する。

なお、「関係図面」は、亀山市産業建設部用地管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供する。

令和 2 年 1 2 月 9 日

亀山市長 櫻 井 義 之

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 2 1 3 9 9
- 3 路線名 太岡寺 1 号線
- 4 供用開始の区間
 - （ 1 ） 起点 太岡寺町字上野 5 3 6 番 4 9 地先
 - （ 2 ） 終点 太岡寺町字鳥池 5 5 3 番 1 地先
- 5 供用開始の期日 令和 2 年 1 2 月 9 日